

## 香川県条例第24号

香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例及び香川県過疎地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例。

(香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例の一部改正)

第1条 香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例(平成5年香川県条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別償却設備設置者に対する課税免除)</p> <p>第2条 離島振興法第2条第2項の規定による公示の日(その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下「公示の日」という。)から平成29年3月31日までの間に、省令第2条第1号イに規定する設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものの課税を免除する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(申請書の提出)</p> <p>第4条 略</p>	<p>(特別償却設備設置者に対する課税免除)</p> <p>第2条 離島振興法第2条第2項の規定による公示の日(その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下「公示の日」という。)から平成27年3月31日までの間に、省令第2条第1号イに規定する設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものの課税を免除する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(申請書の提出)</p> <p>第4条 この条例の規定の適用を受けようとする者は、法第72条の25、第72条の28、第72条の55(法第72条の55の2の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。)若しくは第745条第1項において準用する法第383条又は香川県税条例(昭和29年香川県条例第13号)第47条第1項の規定による申告の期限までに、規則で定める事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p>

(香川県過疎地域における県税の特別措置条例の一部改正)

第2条 香川県過疎地域における県税の特別措置条例(平成12年香川県条例第83号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(特別償却設備設置者に対する課税免除)

第2条 法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から平成29年3月31日までの間に、同条第1項に規定する過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町の廃置分合又は境界変更に伴い法第33条第1項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなった地区以外の区域内において租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第1号の第2欄又は第45条第1項の表の第1号の第2欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第1項の表の第1号の第3欄又は第45条第1項の表の第1号の第3欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる場合の区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものの課税を免除する。

(1)・(2) 略

2～4 略

(申請書の提出)

第4条 略

(特別償却設備設置者に対する課税免除)

第2条 法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から平成27年3月31日までの間に、同条第1項に規定する過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町の廃置分合又は境界変更に伴い法第33条第1項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなった地区以外の区域内において租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第1号の第2欄又は第45条第1項の表の第1号の第2欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第1項の表の第1号の第3欄又は第45条第1項の表の第1号の第3欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる場合の区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものの課税を免除する。

(1)・(2) 略

2～4 略

(申請書の提出)

第4条 この条例の規定の適用を受けようとする者は、地方税法第72条の25、第72条の28若しくは第72条の55(同法第72条の55の2の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。)又は香川県税条例(昭和29年香川県条例第13号)第47条第1項の規定による申告の期限までに、規則で定める事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例(以下「新離島条例」という。)の規定及び第2条の規定による改正後の香川県過疎地域における県税の特別措置条例(以下「新過疎条例」という。)の規定は、平成27年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例の一部改正に伴う経過措置)

2 適用日以後に新離島条例第2条第1項に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者で同条の規定の適用を受けようとするもののうち、新離島条例

第4条に規定する申請書の提出期限がこの条例の施行の日から起算して1月を経過する日までに到来することとなるものについての同条の規定の適用については、同条中「法第72条の25、第72条の28、第72条の55（法第72条の55の2の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。）若しくは第745条第1項において準用する法第383条又は香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第47条第1項の規定による申告の期限」とあるのは、「香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例及び香川県過疎地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例（平成27年香川県条例第24号）の施行の日から起算して1月を経過する日」とする。

（香川県過疎地域における県税の特別措置条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 適用日以後に新過疎条例第2条第1項に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者で同条の規定の適用を受けようとするもののうち、新過疎条例第4条に規定する申請書の提出期限がこの条例の施行の日から起算して1月を経過する日までに到来することとなるものについての同条の規定の適用については、同条中「地方税法第72条の25、第72条の28若しくは第72条の55（同法第72条の55の2の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。）又は香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第47条第1項の規定による申告の期限」とあるのは、「香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例及び香川県過疎地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例（平成27年香川県条例第24号）の施行の日から起算して1月を経過する日」とする。